

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 7 日（火）第 393 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障害福祉課取扱い） 2
- 家畜伝染病の発生（畜産課取扱い） 2
- 公共測量の実施（監理課取扱い） 3
- 公共測量の終了（3件）（監理課取扱い） 3
- 都市再生特別措置法に基づく都市計画道路事業の認可（都市計画課取扱い） 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 4

公 告

- 一般競争入札公告（税務課取扱い） 4
- 令和 5 年度技能検定員審査等公告（免許試験課取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第182号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 5 年 3 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
肝属郡東串良町川東字洲崎4989番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び東串良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第183号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 5 年 3 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
肝属郡東串良町川東字洲崎4989番1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健

- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び東串良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第184号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年3月7日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
大王マリンバ薬局	薩摩川内市大王町1番地6	令和5年2月1日	育成医療・更生医療
ドライブスルー薬局ファ・メリア・ファーマシー	志布志市志布志町安楽2474-2	令和5年2月1日	育成医療・更生医療
あなたの薬局	志布志市志布志町安楽3012番地8	令和5年2月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第185号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和5年3月7日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
合同会社まいん	熊本市中央区本荘二丁目1-12	訪問看護ステーションまいん・いずみ	出水市野田町下名2379番	令和5年2月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第186号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和5年3月7日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ふれあいの里薬局	伊佐市大口里3040-1	令和5年2月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第187号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和5年3月7日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病 (牛)

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生日月日
患畜	1	曾於市	令和 5 年 2 月 7 日

鹿児島県告示第188号

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、大隅地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量 (路線測量及び用地測量)
- 2 作業の期間 令和 5 年 2 月 27 日から同年 5 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿屋市下高隈町地内

鹿児島県告示第189号

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、九州農政局喜界島農業水利事業所長から令和 4 年 5 月 13 日鹿児島県告示第 440 号で告示した公共測量の実施は、令和 5 年 1 月 10 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第190号

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、九州農政局喜界島農業水利事業所長から令和 4 年 7 月 1 日鹿児島県告示第 561 号で告示した公共測量の実施は、令和 5 年 10 月 18 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第191号

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、九州農政局喜界島農業水利事業所長から令和 4 年 8 月 2 日鹿児島県告示第 632 号で告示した公共測量の実施は、令和 5 年 2 月 9 日終了した旨の通知があった。

令和 5 年 3 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第192号

都市再生特別措置法 (平成 14 年法律第 22 号) 第 109 条の 3 の規定により、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 59 条第 1 項の規定による都市計画事業の認可があったものとみなされたので、次のとおり告示する。

令和 5 年 3 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
鹿屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿屋都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・5 号川東新線
- 3 事業施行期間
令和 4 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
鹿屋市白崎町及び新川町地内

北薩地域振興局告示第 3 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 3 月 7 日

北薩地域振興局長 橋木宏幸

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
チャイルドケア エイトばれっと ぷらす	出水市大野原町 308番地	一般社団法人み かさの里	出水市緑町19番 1号	双津 忠一	令和 5 年 2 月 7 日	児童発達 支援

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 5 年 3 月 7 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
税務総合システムサーバ機器等の賃貸借 一式
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和 6 年 1 月 31 日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和 6 年 2 月 1 日から令和12年 1 月 31 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和 5 年 4 月 7 日午後 5 時までに 4 の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 5 年 3 月 7 日から同月 17 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和 5 年 4 月 25 日午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 5 年 4 月 26 日午前 10 時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎 16 階）16-A-1

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(㍑) 交付場所 (2)に同じ。

(㍑) 交付期限 令和 5 年 3 月 28 日午後 5 時

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(㍑)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説

明書に定める期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県総務部税務課税務電算係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2204
ファックス番号 099-286-5514

13 その他

- (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) この入札は、この調達に係る令和5年度予算が成立しないときは実施しない。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
The Integrated Tax System Server:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
31 January 2024
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 25 April 2023
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Taxation Division

General Affairs Department

Kagoshima Prefectural Government

10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan

TEL 099-286-2204

FAX 099-286-5514

公安委員会公告

令和 5 年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、令和 5 年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

令和 5 年 3 月 7 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

1 審査の種類、項目、回数、期日及び申請期間

種 類	項 目	回数別	審 査 期 日	申 請 期 間
教習指導員審査 (普通自動車免許, 大型自動車第二種 免許, 中型自動車 第二種免許及び普 通自動車第二種免 許)	教習に關する 技能又は 知識	第 1 回	5 月 8 日 (月) から 同月 9 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	4 月 3 日 (月) から 同月 14 日 (金) まで の間
		第 2 回	6 月 26 日 (月) から 同月 27 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	6 月 1 日 (木) から 同月 9 日 (金) まで の間
		第 3 回	9 月 19 日 (火) から 同月 20 日 (水) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	8 月 1 日 (火) から 同月 10 日 (木) まで の間
技能検定員審査 (普通自動車免許, 大型自動車第二種 免許, 中型自動車 第二種免許及び普 通自動車第二種免 許)	技能検定に 關する技能 又は知識	第 1 回	5 月 15 日 (月) から 同月 16 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	4 月 3 日 (月) から 同月 14 日 (金) まで の間
		第 2 回	7 月 3 日 (月) から 同月 4 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	6 月 1 日 (木) から 同月 9 日 (金) まで の間
		第 3 回	9 月 25 日 (月) から 同月 26 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	8 月 1 日 (火) から 同月 10 日 (木) まで の間
教習指導員審査及 び技能検定員審査 (大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免 許, 大型自動二輪 車免許, 普通自動 二輪車免許及び牽 引免許)	1 教習指 導員につ いては, 教 習に關する 技能又は 知識 2 技能検 定員につ いては, 技能 検定に關 する技能 又は 知識	第 1 回	6 月 5 日 (月) から 同月 7 日 (水) まで (午後 1 時から午後 5 時まで)	4 月 17 日 (月) から 同月 28 日 (金) まで の間
		第 2 回	9 月 11 日 (月) から 同月 13 日 (水) まで (午後 1 時から午後 5 時まで)	7 月 18 日 (火) から 同月 28 日 (金) まで の間
		第 3 回	11 月 13 日 (月) から 同月 15 日 (水) まで (午後 1 時から午後 5 時まで)	10 月 2 日 (月) から 同月 13 日 (金) まで の間

- | | | | |
|--|--|--------|--|
| | | 5 時まで) | |
|--|--|--------|--|
- 2 審査の場所
鹿児島県警察本部交通部免許試験課 (始良市東餅田3934番地)
- 3 審査の申請手続
- (1) 受審資格要件
- ア 教習指導員審査
- ㍿ 普通自動車免許
普通自動車に係る運転免許を有する者
- (イ) 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許
受審する種類に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者で, 大型自動二輪車免許については, 普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有している者
- (ウ) 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許
受審する種類に係る運転免許を有し, それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導員資格を有している者で, かつ, 過去 1 年以内に, 国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了しているもの
- イ 技能検定員審査
- ㍿ 普通自動車免許
普通自動車に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者
- (イ) 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許
受審する種類に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者で, 大型自動二輪車免許については, 普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有している者
- (ウ) 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許
受審する種類に係る運転免許を有し, それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で, かつ, 過去 1 年以内に, 国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了しているもの
- ウ 受審の注意事項
受審者は, 教習指導員審査を 1 種, 技能検定員審査を 1 種の合計 2 種まで受審できるものとする。
- (2) 申請書類
- ア 審査申請書
- イ 資格審査票
- ウ 運転免許証の写し
- エ 普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は, その免許に係る教習指導員資格者証の写し
- オ 普通自動車免許, 普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格を有する者は, その免許に係る技能検定員資格者証の写し及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は, その免許に係る教習指導員資格者証の写し
- カ 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は, 受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本
- キ 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は, 受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

- (3) 申請書類の提出先
鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3934番地 郵便番号 899-5421）
なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。
- (4) 審査手数料及び納付方法
申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼付して納付すること。ただし、審査細目により金額が異なるため、詳しくは問い合わせること。
なお、申請書類を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。
- 4 受付期間
申請期間内の午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は、各申請期間最終日の消印のあるものまで受け付ける。ただし、直接持参の場合は、鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条に規定する県の休日を除く日とする。
- 5 申請書類の交付
審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。
なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
- 6 問合せ先
鹿児島県警察本部交通部免許試験課
始良市東餅田3934番地（郵便番号 899-5421）
電話番号 0995-65-2295